

いじめ防止に対する基本方針

東根市立第二中学校

平成26年度策定

令和2年6月1日改訂

1 学校いじめ防止基本方針

いじめの定義 いじめ防止対策推進法 第2条より

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断する。

また、好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合でも、法が定義するいじめに該当するため、校内のいじめ防止対策委員会で情報を共有する。ただし、十分に状況を把握した上で、「いじめ」という言葉を使わずに柔軟に対応する場合がある。

(1) 基本方針

いじめは、

- ①いじめを受けた生徒の「教育をうける権利」を著しく侵害し、
- ②その心身の健全な成長と人格形成に重大な影響を与えるのみならず、
- ③その生命または身体に重篤な危険を生じさせる恐れがある。

いじめは全力で発生を防ぐものとする。

(2) 基本姿勢

いじめ防止のための基本姿勢は以下の通りである。

- ①生徒一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進について努める。
- ②授業や各種活動、部活動等において、生徒同士のかかわり、教師と生徒とのかかわりを重視しながら、適切な関係形成について指導・支援する。
- ③日常的な生徒の観察や教育相談、計画的なアンケート等からいじめの状況を早期に把握し対応する。
- ④けんかやふざけ合いであっても、生徒の感じる被害性に着目し、該当するか否かを判断する。また、好意で行った行為が、相手に苦痛を感じさせてしまった場合も、いじめに該当すると判断する。ただし、被害者と加害者の関係性を熟慮し、いじめという言葉を使わずに、柔軟に対応することも考える。
- ⑤いじめが認められる場合、生徒・保護者に配慮しながら当該生徒の安全と学習の権利を保障し、解決を図る。また、場合によっては各関係機関とも協力しながら迅速かつ適切な対応に努める。
- ⑥学校と家庭、地域と連携・協力しながら、全職員で継続的な指導や支援を行う。

2 いじめ防止に向けた取り組み

(1) 建設的な取り組み

①「あいさつ、全校合唱、発表」を高め、元気と自信を育てる学校づくり

そのために、

- ・「まなびの場」の一層の充実と質を高める授業づくり
- ・自分たちで考え行動できる「生徒会」「学級会」活動
- ・子どもたち一人一人を伸ばす特別支援教育の充実
- ・部活動指導の充実
- ・どのような場面でも、全職員で関わり指導する姿勢

について取り組む。

②特別活動や道徳における心を育てる授業

学級活動による集団討議での折り合いをつけた集団決定や学校行事での体験活動、道徳での他者理解等を通して、自他を尊重していく態度を育む。

③生徒会による生徒自らの取り組みの推進

生徒会におけるいじめ防止の取り組みやボランティア活動を積極的に行うことで他者を思いやる心を育むとともに、自浄作用の環境を推進する。

情報端末機器の使い方に関する生徒会のルールについて推進していくとともに、適時、点検活動を行う。

二中の情報端末機器のルール

1. SNSなどは、21:00以降は返信しなくてよい
2. 平日のインターネット時間は2時間まで
3. フィルタリングをかける
4. 危険なサイト・メールには入らない
5. 何かあったら、必ず大人に相談する

(2) 予防的な取り組み

①職員会議や企画委員会、研修会における生徒理解

職員会議（各月）や企画委員会（各週）、生徒理解研修会等において、情報の共通理解を図るとともに、きめ細かな指導、適切な支援や対応ができるようにする。

②QUTESTによる望ましい集団づくりの指導・個への支援

年2回のQUTESTを通して、学級集団の実態を把握しながら望ましい集団への指導を行うとともに、要支援の生徒への対応を行う。

③情報端末機器に関する教室・講習会の実施

SNSなどの情報端末機器を通じて交流される情報について、トラブルが起きないように、外部講師を招いて生徒と保護者を対象とした情報モラル教室を実施する。

(3) 早期発見のための取り組み

①生徒・保護者対象いじめアンケートの実施

いじめの早期発見のために、定期的な調査を実施し対応する。また、日々、生活ノート等を活用しながら、生徒理解に努める。

②教育相談の実施

担任による二者面談や三者面談、県の教育相談員による相談活動を通して、生徒及び保護者が抱えている問題に対処できるようにする。

③学校評価における保護者対象アンケートの実施

学校評価の内容に、いじめに関する項目を盛り込みながら、保護者の考えや情報を取り入れられるようにする。

④地域との連携（懇談会における情報交換）

地域の方々との懇談会を通して、地域での生徒の様子や学校に関する様々な情報についてお聞きし、生徒への指導や支援にいかす。

3 いじめ発生時の対応

（１）迅速ないじめの事実確認と報告・相談

- ①いじめを発見、通報を受けた場合は、特定の教員で抱え込まず、速やかに学年主任、生徒指導主事及び管理職に報告・相談を行い、組織的に動く。
- ②いじめと疑われる行為を確認した場合は事実確認を行い、適切な指導を行う。軽微な事案でも報告を行い、全職員で経過観察、継続的な指導を行っていく。
- ③生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に受け止め、丁寧に聞き取りを行うとともに、いじめの疑いがある場合や確認ができた場合は、速やかに報告、対応を協議し合い、組織的に対処する。
- ④学校だけではいじめ問題が解決できない場合は、関係機関（東根市教育委員会、村山教育事務所いじめ解決支援チーム、村山警察署等）と連携を行いながら解決を図る。
- ⑤いじめの解消を判断する際には、少なくとも以下の２点について満たしているかを考える。
 - ・被害者に対する心理的行為または物理的影響を与える行為が止んでいることが相当の期間継続していること（少なくとも３ヶ月以上）。
 - ・被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。被害生徒本人及びその保護者に面談等により確認する。

（２）組織的な対応（生徒・保護者）

①被害生徒とその保護者に対する対応

②加害生徒とその保護者に対する対応

※生徒・保護者に対する接し方について、面談や聞き取りは複数の教員で対応するようにするとともに、生徒を第一に考え、大切にしているという態度で行う。

※個人の情報は教えないようにする。

※記録をしっかりとっておくようにする。

③学級や部活動等の当該集団に対する対応

④全校生徒（集団）への対応

⑤保護者全体に対する対応

いじめ問題の内容等を考慮し、上記について組織的、継続的に対応していく。

対応例

指揮・・・・・・・・・・・・・教頭

被害生徒・保護者対応・・・・・・・・・・・・・当該担任，学年団，
（養護教諭，教育相談員）

加害生徒・保護者対応・・・・・・・・・・・・・当該担任，学年団

学級や部活動等の生徒への対応 学級・・・・・・・・・・・・・当該担任，学年主任
部活動・・・・・・・・・・・・・顧問

全校生徒への対応・・・・・・・・・・・・・生徒指導主事，生徒指導部

保護者全体への対応 保護者会計画，企画・・・・・・・・・・・・・教務主任

概要説明・・・・・・・・・・学校長

今後について・・・・・・・・・・教頭

再発防止の検討・・・・・・・・・・生徒指導主事，生徒指導部

継続支援，指導・・・・・・・・・・全職員

※場合によっては，各関係機関にも協力をいただく。

4 重大事案に対する対処について

いじめによって，重大事態に至っていると考えられる場合，あるいは重大事態の疑いがあると認められたときも，校長は学校の設置者に報告する。東根市教育委員会に報告を行い，指導・助言をいただきながら，いじめ防止対策委員会で調査，対処，再発防止を実施し，解決が困難な場合は，各関係機関の支援や協力を得ながら解決を図る。また，重大事案の内容によっては，東根市教育委員会による第三者委員会を立ち上げ，事態の調査，対処，再発防止を実施する。

【重大事案と想定される事例】

- ①いじめによって生徒のいのちや身体の危機にかかわる事態
- ②いじめに対する強い不安を持ち，通常の登校ができない場合
- ③いじめから金品等に多大な被害や損害が生じている場合

【組織の構成】

いじめ防止対策委員会

●教頭，生徒指導主事，校長，教務主任，学年主任，当該担任，養護教諭，
教育相談員

5 評価

(1) 教職員による評価

- ①生徒指導部において，年間計画と実施内容，効果について評価を行う。
- ②職員会議及び企画委員会において，いじめ問題への対応（成果と課題）に関する評価を行い，全職員での共通理解及び実践につなげる。

(2) 保護者による評価

- ①学年・学級懇談会や学校評価において，いじめに関する取り組みについて，意見や考えをいただいたり，保護者アンケートを実施したりする。

(3) 地域の連携・二中学区連絡協議会による小学校との連携による評価

- ①地域との懇談会等において，地域の中での生徒の様子や学校の取り組みに対する意見をいただく。
- ②二中学区連絡協議会の5月・3月の情報交換会において，いじめに関する問題や対応等について，互いに情報を共有する。

東根二中 いじめ防止に関わる主な活動計画

月	建設的な取り組み	予防的な取り組み	早期発見のための取り組み
4月	入学式（全校合唱） 学級目標づくり 学活・道徳	職員会議（各月） 企画委員会（各週） 生徒理解研修会 学級経営研修会	P T A総会・学年総会 （保護者相談） 心のアンケート
5月	生徒会総会（方針） 学活・道徳 修学旅行	職員会議（各月） 企画委員会（各週） Q Uテスト 生徒理解研修会	心のアンケート 二者面談・対応 地域との懇談（民生委員等）
6月	学活・道徳 白水川清掃	職員会議（各月） 企画委員会（各週）	心のアンケート・全県アンケート 二者面談・対応
7月	県総体壮行式 学活・道徳 運動会の取組	職員会議（各月） 企画委員会（各週）	心のアンケート・教育相談週間 学年保護者会・学級懇談
8月	学活・道徳 運動会の取組	職員会議（各月） 企画委員会（各週）	心のアンケート 二者面談・対応
9月	学活・道徳 運動会 文化祭の取組	職員会議（各月） 企画委員会（各週）	心のアンケート 二者面談・対応
10月	学活・道徳 進路研修 文化祭の取組	職員会議（各月） 企画委員会（各週）	心のアンケート 二者面談・対応
11月	文化祭 学活・道徳	職員会議（各月） 企画委員会（各週）	心のアンケート・全県アンケート 教育相談週間 二者面談・対応
12月	学活・道徳 リーダー研修会	職員会議（各月） 企画委員会（各週） Q Uテスト	心のアンケート 二者面談・対応 三者面談（保護者相談） 学校評価
1月	学活・道徳 入試激励会	職員会議（各月） 企画委員会（各週）	心のアンケート 二者面談・対応
2月	学活・道徳 卒業式の取組 車いす贈呈式	職員会議（各月） 企画委員会（各週）	心のアンケート 二者面談・対応
3月	学活・道徳 卒業式（全校合唱）	職員会議（各月） 企画委員会（各週）	心のアンケート 二者面談・対応